

春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の社会参加及び自立を促進し、もって福祉の向上を図るため、障害者に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の規定に基づく第1種普通自動車運転免許を取得した場合にその取得費の一部について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている者
- (3) 道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有する者
- (4) 過去において、運転免許取得のため補助金の交付を受けていない者
- (5) 対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額が100,500円以下である者

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が適当でないと認めた経費については、補助金の交付の対象外とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める基準額と同表に定める対象経費のうち実際に支出した額とを比較して、その少ない方の額に3分の2を乗じて算出した額とし、かつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に春日部市障害者自動車運転免許取得計画書（別紙1）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定の通知は、春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(状況報告)

第6条 補助事業者（規則第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。）は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、実績報告をしようとするときは、事業終了後2か月以内に次に掲げる書類を添えて春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 春日部市障害者自動車運転免許取得費実績調書（別紙2）

(2) 当該教習所が証明する領収書

(3) 自動車運転免許証（写し）

(補助金の額の確定)

第8条 補助金の額の確定の通知は、春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金確定通知書（様式第4号）によるものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付の請求は、春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱の廃止)

2 春日部市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成27年12月28日制定。

以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(要綱の見直し)

- 5 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて平成35年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表（第2条、第3条関係）

基 準 額	対 象 経 費
1 件につき 1 8 0 , 0 0 0 円	都道府県公安委員会指定の自動車教習所において教習を受けるために要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 入学金 (2) 教習料 (3) 教習コース使用料 (4) 技能検定料及び受験料